

筑前海区漁業調整委員会指示第192号

筑前海区における釣り及び延なわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年9月1日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

- 1 指示の適用海域
筑前海区海域
- 2 指示の内容
魚油等の油性物に浸漬したすべての餌料及び疑似餌（通称：油いか）を使用した釣り及び延なわ漁業の操業を禁止する。
- 3 指示期間
令和2年10月1日から令和7年9月30日まで